○　件名
　地理的表示メールマガジン第65号（平成29年６月５日）

○　文面

◇◇◇

３．ＧＩに関するワーキングペーパーについて

　ＧＩ制度にかかる学識経験者委員の一人である木村純子先生が、ＧＩに関するワーキングペーパーを執筆されました。ＧＩ登録産品のうち12産品（但馬牛、神戸ビーフ、八女伝統本玉露、江戸崎かぼちゃ、鹿児島の壺造り黒酢、三輪素麺、市田柿、吉川ナス、谷田部ねぎ、山内かぶら、加賀丸いも、三島馬鈴薯）についてアンケートやインタビューにより調査を行った結果及びその分析について記載されています。

【件名】
地理的表示による農林水産物・食品の付加価値創出　日本GIの事例

【要約】
2015年6月、農林水産物や食品の保護のためのGI制度が日本で成立した。地域活性化、輸出増加、伝統的産品の維持と継承、および製品差別化がその効果として期待されている。本調査はすでに登録された12産品を取り上げ、それぞれのターゲット市場と消費者の認知度に応じて4つのタイプに類型化した。各タイプは異なるターゲット市場を持ち、特有のSWOT要素を有し、GI登録に対する異なる効果を期待している。GIに関わるガバナンス・システムがそれぞれ異なること、および登録効果を実現するためには体系的な政策が必要であることが明らかにされた。

【ワーキングペーパーのURL】
https://www.j-mac.or.jp/wp/dtl.php?wp_id=41

ᔕᔕᔕ